

令和2年度 松浦市、佐々町 市民後見人候補者養成研修 開催要項

1. 趣 旨

少子高齢化が進む中、判断能力が不十分であっても住み慣れた地域で安心安全に暮らしていく権利を守り、財産管理や身上監護等を地域で支える仕組みの一つとして、近年、社会貢献への関心の高い市民が、一定の基礎知識と技術を身につけて「市民後見人」として活躍することが期待されています。

本研修は、松浦市および佐々町において、将来的にその担い手となり、同じ地域に住む住民の視点で支援する「市民後見人」候補者を養成します。

2. 主 催

社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会、長崎県

3. 共 催（予定）

松浦市、佐々町

4. 日 時

1日目：令和3年1月12日（火）13：00～17：00

2日目：令和3年1月19日（火）13：00～17：00

3日目：令和3年2月 2日（火）13：00～17：00

4日目：令和3年2月 9日（火）13：00～17：00

5. 会 場

松浦市役所市民ホール（松浦市志佐町里免 365）

松浦市保健センター（松浦市志佐町里免 365）

佐々町福祉センター（長崎県北松浦郡町本田原免 168 番地 2）

※新型コロナウイルス感染症対策として、各会場をZOOMでつないで行います。

6. 定 員

松浦市および佐々町 各 15名

※先着順とし、定員になり次第締め切ります。

7. 参加対象

- ① 松浦市、佐々町にお住まいの方で、権利擁護の普及推進に興味のある方
- ② 原則として、全カリキュラムを受講できる方

8. 参加費

無料

9. プログラム

※別紙「市民後見人候補者養成研修 日程」を参照ください。

10. その他

※研修修了者には修了証が授与されます。

※修了後は、松浦市および佐々町社会福祉協議会が行う権利擁護事業の支援員として登録し、継続的に資質の向上を図ります。

※本研修は、参加により、家庭裁判所から成年後見人等として選任されることを保証するものではありません。

10. 申込手続き

別紙「参加申込書」に必要事項を記入し、令和3年1月5日（水）までに、お住まいの各市町社会福祉協議会を通じて、長崎県福祉あんしんサポートセンターあてお申込みください。

申込書に記載された個人情報の取り扱いにつきましては、本研修の運営管理にのみ使用させていただきます。

11. 参加申込み・問合せ先

社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会 権利擁護・成年後見支援課

長崎県福祉あんしんサポートセンター（担当：藤・近藤・坂本）

〒852-8555 長崎市茂里町 3-24

TEL 095-846-8807 FAX 095-844-5948